

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【会社名】 株式会社京都ホテル

【英訳名】 THE KYOTO HOTEL, LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福永 法弘

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成28年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条及び第35条につき所要の変更を行うものであります。

なお、第27条の変更に关しましては、監査役全員の同意を得ております。

第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

資本政策における柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものです。

資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

イ 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 510,229,294円のうち60,000,000円

利益準備金 24,708,141円の全額

ロ 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 60,000,000円

繰越利益剰余金 24,708,141円

ハ 増減後の剰余金の残高

その他資本剰余金 60,000,000円

繰越利益剰余金 60,348,285円

資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生じる日

平成28年3月28日

第3号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額 33,090,030円

ロ 効力発生日

平成28年3月28日

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、福永法弘、成瀬正治、杉田 洋、奥田昭人、西川治彦、善養寺 明、千 玄室、清原當博、高麗積克及び細見麗子を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、柳瀬光義及び安藤 隆を選任する。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任する中村 隆に対し、退職慰労金を支給する。また、監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴い、監査役2名に対し、退職慰労金を打ち切り支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	72,233	20	0	(注)1	可決 77.8
第2号議案	72,225	28	0	(注)2	可決 77.8
第3号議案	72,100	153	0	(注)2	可決 77.7
第4号議案					
福永法弘	72,205	48	0	(注)3	可決 77.8
成瀬正治	72,215	38	0		可決 77.8
杉田 洋	72,215	38	0		可決 77.8
奥田昭人	72,221	32	0		可決 77.8
西川治彦	72,201	52	0		可決 77.8
善養寺明	72,211	42	0		可決 77.8
千 玄室	72,193	60	0		可決 77.8
清原當博	72,215	38	0		可決 77.8
高麗積克	72,215	38	0		可決 77.8
細見麗子	72,204	49	0		可決 77.8
第5号議案					
柳瀬光義	72,234	19	0	(注)3	可決 77.8
安藤 隆	72,233	20	0		可決 77.8
第6号議案	72,135	118	0	(注)2	可決 77.8

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。